

法務・労務・税務相談利用規約

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

2024年6月

1. サービス提供対象

本サービス提供対象者は、海外進出日系企業、および進出検討中の本邦企業とします。

2. サービス提供対象外

前項にかかわらず、次の各号に該当する場合は本サービスの提供対象外とします。利用申込書に虚偽の内容を記載した場合は、申込を無効とすると同時に、本サービスの提供をお断りします。また、事後に虚偽の記載が明らかになった場合は、ジェトロの経費負担分について返還を請求する場合があります。

- (1) 申込書に虚偽の内容が記載されたもの
- (2) 反社会的勢力からの申込（反社会的勢力の定義は「3. 反社会的勢力排除」に記載）
- (3) 大学、研究機関、シンクタンク、調査会社、コンサルタント等への調査研究支援、再委託調査、クライアントへの回答や商談目的とみなされるもの
- (4) サービスを実質的に活用する者が申込者本人でないもの
- (5) 秩序を乱す恐れがある、違法な活動目的と判断される、あるいは公序良俗に反する依頼
- (6) 申込者がジェトロの規定する申込方法や申込書の必要事項記入に協力しない場合
- (7) 過去に同一内容の依頼を行ったにもかかわらず、正当な理由のない再調査依頼
- (8) 本サービスの提供外地域にかかる相談、その他ジェトロが調査困難と判断する依頼

3. 反社会的勢力排除

反社会的勢力とは現在次の各号に該当する者、または次の各号のいずれにも該当しなくなった日から5年間を経過しない者とします。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
- (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員、暴力団準構成員並びに暴力団関連企業
- (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」等の団体又は個人
- (4) 前各号の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (5) その他、前各号に準ずる者

申込者はジェトロに対し、次の各号のすべてについて表明し保証します。ジェトロは、申込者が次の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく本サービスの提供を終了し、ジェトロは損害賠償その他の一切の責めを負わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
- (2) 親会社等、役員その他、名義上又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者又は受託者とししないこと。
- (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。
- (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。
- (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行おう予定がないこと。
- (7) 自ら又は第三者を利用して、次に該当する違法行為を行わないこと。
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いてジェトロの信用を毀損し又はジェトロの業務を妨害する行為
 - (オ) 上記に準ずる行為
- (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

4. 免責事項

- (1) ジェトロは、可能な限り正確な情報及び有用なサービスを提供するよう努力しますが、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、サービスの利用によって生じた損害につきジェトロは一切の責任を負いません。
- (2) 申込書の記載内容に虚偽等が確認された場合、サービスの提供を中止し今後の申込をお断りする場合があります。
- (3) 本サービス利用で得た情報を第三者に提供する行為は固くお断りします。申込者による第三者への情報提供により紛議が生じた場合、ジェトロは一切責任を負わず、申込者が損害賠償を行うものとします。
- (4) ジェトロから提供する資料、リテイナー（法律・会計事務所）との面談は外国語（英語、現地公用語）を使用することがありますが、ジェトロは翻訳、通訳の手配ならびにその費用負担は行いません。
- (5) サービス提供までの所要日数は、ジェトロが申込書を受領し対応可能と判断してから1週間～2週間程度です。申込内容、申込状況、国情、季節要因等により遅延する場合があります。
- (6) 申込内容によっては現地諸事情により対応できない場合があります。その場合、ジェトロと申込者との協議のうえ、申込内容の一部または全部を取り消すことができます。
 - (8) 現地情勢やジェトロの判断により、困難な場合があります。その他不測の事態による直前のキャンセルもあることも予めご了承ください。不測の事故に巻き込まれた場合についても、ジェトロは一切責任を負わず、補償しません。
- (9) 本サービスの申込方法、年間利用可能回数、申回数カウント方法は、以下のとおり規定します。なお、事前告知なく変更を行う場合や、申込状況等により早期にサービス申込受付を締切ることがあり

ます。

(ア) 無料の法務・労務・税務相談は年度内に1社1回2時間まで(1回1時間を2回の利用も可)。追加のご質問、フォローアップなどをご希望の場合には、別件としての取り扱いとなり、別途費用が発生する場合がございます。ご連絡なく費用が発生することはございませんが、この点あらかじめご了承ください。

(イ) 相談内容は社名を伏せ、かつ特定の可能性のある一部内容を一般化したうえで、内部データベースに登録し、ジェトロの貿易投資相談の回答に活用させて頂くほか、参考として在ウクライナ日本商工会及び在ポーランド日本商工会の会員企業への情報提供、在ポーランド日本商工会会員用ウェブサイトに掲載する可能性がございますので、この点あらかじめご了承ください。

以上